

鶴見区寄り添い型学習支援事業実施要綱

制 定 平成 28 年 1 月 29 日 鶴生支第 2174 号 (区長決裁)
最近改定 令和 7 年 10 月 3 日 鶴生支第 1562 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 本要綱は横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱(平成 28 年 2 月 18 日制定)に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのため、次の各号に掲げる「鶴見区寄り添い型学習支援事業」の実施に関し必要な事項を定める。

- (1) 中学生に対する高等学校等への進学に向けた学習支援等 (名称「つるみ未来塾」という。)
- (2) 高等学校等へ進学した者に対する定着支援、中退防止に資する支援及び概ね 15 歳から 18 歳のいわゆる「高校生世代」の者に対する居場所の提供や将来の進路の幅を広げるための支援 (名称「つるみプラス」という。)
- (3) 学習習慣を身に着ける必要のある小学生への学習支援 (名称「つるみジュニア」という。)

(実施主体等)

第 2 条 本事業の実施主体は鶴見区とし、運営については本事業の趣旨を十分理解し、児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について、活動実績を有する民間法人等 (以下「運営法人」という。) に委託して実施する。

- 2 本事業は、鶴見区と運営法人が互いに、理解・尊重し、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。
- 3 本事業の運営法人は、鶴見区長が選定する。

(事業の対象者)

第 3 条 本事業の対象者は次に掲げる者のうち鶴見福祉保健センター長 (以下「センター長」という。) が支援を必要と認める者とする。

- (1) 生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭の中学生
- (2) 生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭の高校生及び高校中退者も含む概ね 15 歳から 18 歳のいわゆる「高校生世代」の者
- (3) 生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭の学習習慣を身に着ける必要のある小学生
- (4) 前各号の保護者
- (5) その他、センター長が支援を必要と認める者

(対象者の選定)

第 4 条 対象者の選定にあたっては、支援の必要性、対象者の学習意欲及び運営法人の受入体制等を考慮した上で、センター長が選定する。

(事業内容)

第5条 第3条第1号に該当する者へのつるみ未来塾の内容は、次に掲げるものとし、原則として教室形式による個別指導（概ね対象者2名に対し支援スタッフ1名以上）を基本とする。

- (1) 高校受験のための進学支援
- (2) 学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ
- (3) 基礎的な内容の学び直し
- (4) 将来の選択肢を広げる助言や、自己肯定感を高める関わりを通じて、対象者が安心して過ごせる居場所の提供

2 第3条第2号に該当する者へのつるみプラスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校等の定着及び中退防止のための学習支援及び相談支援
- (2) 高校生世代に対し、将来の選択肢を広げる助言や、自己肯定感を高める関わりを通じて、対象者が安心して過ごせる居場所の提供
- (3) 将来の進路の幅を広げるための講座開催等の支援

3 第3条第3号に該当する者へのつるみジュニアの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校の勉強の復習、宿題等の習慣づけ
- (2) 将来の選択肢を広げる助言や、自己肯定感を高める関わりを通じて、対象者が安心して過ごせる居場所の提供
- (3) 夏休み等長期休暇を利用した本事業の体験学習会

4 前各項の支援に加え、次に掲げる支援の一部又は全部をセンター長と運営法人と協議のうえで実施することができる。

- (1) 本事業を現に利用している又は本事業の利用を検討している又は本事業の利用を中断・終了した対象者及びその保護者への、家庭訪問等による相談支援
- (2) その他、センター長が必要と認める支援

5 前各項の規定に関わらず、災害発生時等のやむを得ない事情により、支援を実施することができ困難とセンター長が認める場合は、一部又は全ての支援を行わないことができる。

(事業実施会場)

第6条 原則として、対象者の通いやすい地区とし、対象者にとって身近な公共施設など、次の各号の要件を満たす会場において実施する。

なお、運営法人が確保した会場で実施する場合は、あらかじめセンター長が承認を行うこととする。

- (1) 安定的な事業運営を行うことができること
- (2) 対象者が学習支援を行うにあたっての良好な衛生環境と安全性、プライバシーが確保されていること
- (3) 本事業の実施に必要な机・イス等の設備を有すること

(職員の配置等)

第7条 本事業を実施する場合は、以下の職員の配置を基本とし、各職種の役割及び配置人数の

目安は別表のとおりとする。

- (1) 統括責任者
- (2) コーディネーター
- (3) 支援スタッフ（学習アシスタント）

2 前項第1号及び第2号の職員は、事業実施に支障のない範囲で兼ねることも可能とする。また、必要に応じてそれぞれを補助する職員を置くことができる。

3 第1項第3号の職員は、原則として近隣大学の大学生又は地域住民を活用することとし、対象者の状態等に合わせ、配置の目安にかかわらず弾力的な配置とすることも可能とする。

（実施日、時間及び参加回数の上限）

第8条 つるみ未来塾の実施日及び時間は、週4日、1回あたり2時間を基本とし、センター長と運営法人が協議のうえ定める。対象者1人あたりの本事業への参加回数は、原則として週2回を限度とする。

2 つるみプラスの実施日及び時間は、以下のとおりとする。

- (1) 高等学校等の定着支援、中退防止に資する支援及び居場所の提供の実施日及び時間は、週2日、1回あたり2時間を基本とし、センター長と運営法人が協議のうえ定める。
- (2) 将来の進路の幅を広げるための講座開催等の支援は、原則として年3回程度を基本とし、センター長と運営法人が協議のうえ定める。

3 つるみジュニアの実施日及び時間は、週1回、1回あたり1時間を基本とし、センター長と運営法人が協議のうえ定める。

4 前各項の規定に関わらず、災害時等のやむを得ない事情によりセンター長が必要と認める場合は、実施日及び実施時間の変更並びに臨時に休業日を定めることができる。

（利用の申込）

第9条 本事業の利用を希望する者は、利用申込書（第1号様式）を、センター長へ提出するものとする。

（利用の決定）

第10条 センター長は、前条の規定により利用申込書の提出を受けたときは、本事業の利用を希望する者が、第3条各号のいずれかに該当するか否か及び会場への受け入れが可能か否か等を確認し、利用について決定するものとする。

2 前項の決定に基づき、利用を認めるときは利用承認通知書（第2号様式）により、利用を認めないときは利用不承認通知書（第3号様式）により、利用申込者あて通知するものとする。

3 センター長は、利用を承認した者について、すみやかに運営法人あて通知するものとする。

4 センター長は、対象者の本事業の利用終了後の状況等についての把握が行えるよう、第1項による利用の決定を行った者の名簿を作成し、各年度終了時の参加者の状況について記録を行う。

(利用の中止)

第 11 条 センター長は第 10 条第 1 項に基づき利用を決定した者のうち、次に掲げる内容に該当した時は利用を中止することができる。

- (1) 利用辞退届（第 4 号様式）の提出があった時
- (2) 対象者の要件に該当しなくなった時
- (3) 本事業の趣旨に適さないとセンター長が判断した時

- 2 前項第 1 号については、センター長が利用辞退届を受理した時点で承認したものとする。
- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当した者については、鶴見区、運営法人及び対象者が協議のうえ、利用の中止を決定する。
- 4 センター長は前項により利用の中止を決定した場合には利用中止通知（第 5 号様式）により利用申込者あて通知する。
- 5 センター長は、利用の中止を承認した者について、すみやかに運営法人あて通知するものとする。
- 6 利用の中止を決定した者が再び本事業を利用する場合は第 9 条に基づき、利用の申し込みを行うこと。

(実費等の徴収)

第 12 条 運営法人は、本事業の実施にあたり利用料等を徴収することはできない。ただし、あらかじめセンター長に承認を得た場合は、本事業の利用にかかる教材費・食材費等の実費相当分を利用者から徴収することができる。

(個人情報保護)

第 13 条 運営法人は、本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、本事業の委託にあたり別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本事業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

- 2 本事業の実施にあたっては、個人番号の収集及び利用は行わない。

(実績報告)

第 14 条 運営法人は、本事業の実施状況をセンター長の定める様式により、センター長へ報告しなければならない。

(状況報告及び調査)

第 15 条 センター長は、必要に応じて運営法人に対して、本事業の状況報告の聴取及び調査を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鶴見区被保護世帯等の子どもに対する学習支援事業実施要綱（平成 25 年 2 月 4 日 鶴保護第 1949 号（区長決裁））は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。
ただし、平成 27 年度の事業にかかる事務処理については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 3 日から施行する。

ただし、令和 7 年度の事業の実施及び事務処理については、なお従前の例による。

別表（第7条）

(1) つるみ未来塾

	職種名	主な業務内容	配置目安
事業実施	(1) 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の責任者 ・区及び他機関との調整 ・その他事業実施上必要な事項 	1名（兼務可）
会場運営	(2) コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の運営 ・対象者の状況確認や面談等の実施 ・当日の対象者とアシスタントとのマッチング ・支援スタッフへのアドバイス ・対応困難な対象者への対応フォロー ・個別学習支援記録作成 ・その他事業実施上必要な事項 	1名以上（兼務可）
	(3) 支援スタッフ（学習アシスタント）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の学習支援 ・個人記録作成 	対象者2名に対し1名 ※対象者の状態等により増減可

(2) つるみプラス

	職種名	主な業務内容	配置目安
事業実施	(1) 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の責任者 ・区及び他機関との調整 ・その他事業実施上必要な事項 	1名（兼務可）
会場運営	(2) コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の運営 ・支援プログラムの運営 ・対象者の状況確認や面談等の実施 ・当日の対象者と支援スタッフとのマッチング ・支援スタッフへのアドバイス ・対応困難な対象者への対応フォロー ・個別学習支援記録の作成 ・その他事業実施上必要な事項 	1名以上（兼務可）
	(3) 支援スタッフ（学習アシスタント）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の相談支援 ・個人記録作成 	1日あたり2～3名 ※対象者の状態等により増減可

(3) つるみジュニア

	職種名	主な業務内容	配置目安
事業実施	(1) 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の責任者 ・区及び他機関との調整 ・その他事業実施上必要な事項 	1名（兼務可）
会場運営	(2) コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の運営 ・対象者の状況確認や面談等の実施 ・当日の対象者と支援スタッフとのマッチング ・支援スタッフへのアドバイス ・対応困難な対象者への対応フォロー ・個別学習支援記録の作成 ・その他事業実施上必要な事項 	1名以上（兼務可）
	(3) 支援スタッフ（学習アシスタント）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の相談支援 ・個人記録作成 	1日あたり2～3名 ※対象者の状態等により増減可

第1号様式（第9条）

(届出日) 年 月 日

鶴見福祉保健センター長

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」
利用申込書（新規・継続）

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」の内容を承諾し、利用について申し込みます。

ふりがな			
申込者(保護者)氏名			
住 所	〒		
電話番号			

利用者(生徒)氏名	学年	学校名	備考
(ふりがな)			

緊急時連絡先

保護者携帯電話番号等	
生徒携帯電話番号（持っている場合）	

その他

--

- この申込書に御記入いただいた個人情報及びこの事業の御利用における情報は、支援のために必要な範囲で、関係する運営法人、学校及び公的機関等と共有します。
なお、個人情報を利用する際は、横浜市個人情報の保護に関する条例、その他個人情報の保護に関する法令等を守り、適切に取扱います。
- 以下の事項に該当する場合、利用を中止する事があります。
【つるみ未来塾】 (1)連絡の有無に関わらず、長期間欠席した場合
(2)他の利用生徒の学習や運営の妨げになる行為
(3)高校進学の予定がなくなった場合
【つるみプラス】 (1)他の利用生徒の学習や運営の妨げになる行為
【つるみジュニア】 (1)他の利用生徒の学習や運営の妨げになる行為
- 上記について、了承のうえ、利用を申し込みます。

申込日： 年 月 日 保護者氏名：

センター使用欄	
■交通費	無 有 (常時・その他 (事由：))
■生活保護受給	無 有 (担当： CW)

第2号様式（第10条第2項）

第 号
年 月 日

申請者（保護者）氏名

様

鶴見福祉保健センター長

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」
利用承認通知書

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」の利用について次のとおり決定しましたので通知します。

利用者（生徒）氏名		
学校名・学年		年

利用期間	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで
------	----------------------------------------------------	---------------------------------------------------

その他	
-----	--

第3号様式（第10条第2項）

第 号
年 月 日

申請者（保護者）氏名

様

鶴見福祉保健センター長

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」
利用不承認通知書

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」の利用について次のとおり決定しましたので通知します。

利用者（生徒）氏名		
学校名・学年		年

不承認の理由	1 定員の超過による
	2 その他

第4号様式（第11条第1項第1号）

(届出日) 年 月 日

鶴見福祉保健センター長

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」
利用辞退届

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」について次のとおり利用の辞退を申し出ます。

1. 利用者（生徒）

氏名	(ふりがな)		
学校名		学年	年

2. 理由

【注意事項】

- (1) 鶴見福祉保健センター長が受理した時点で利用の中止が決定します。
- (2) 再度「鶴見区寄り添い型学習支援事業」を利用する場合は「利用申込書」の提出が必要です。

■上記、注意事項について了承しました。

保護者氏名 :

センター受理日

第5号様式（第11条第4項）

第
年
月
号
日

（保護者氏名）

様

鶴見福祉保健センター長

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」
利用中止通知書

「鶴見区寄り添い型学習支援事業」の利用中止について次のとおり通知します。

1. 利用者（生徒）

氏名	(ふりがな)		
学校名		学年	年

2. 利用中止日

年 月 日 から

3. 理由